

## 第5章 第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和7年度改訂版）の推進

### 1 各主体の役割

この計画に掲げた対策は、住民・農業関係者・事業者・行政のそれぞれが、その立場に応じて確実に実施することによって初めて効果を現します。1人ひとりの負荷は少しずつでも、その積み重ねが環境悪化につながるという認識を持ち、できることから着実に取り組むことが重要です。

#### （1）住民の役割

島原市民、雲仙市民、南島原市民は、生活排水対策を適切に行うとともに、事業活動に伴う排水処理を適正に実施します。また、この計画の趣旨や内容を理解し、行政や関係団体が推進する窒素負荷低減対策や水質保全のための活動に、積極的に協力します。

#### （2）農業関係者の役割

##### ①農業者

農業者は、この計画に掲げた施肥対策、畜産対策を実施します。また、この計画の趣旨や内容を理解し、行政や関係団体が推進する窒素負荷低減対策や水質保全のための活動に、積極的に協力します。

##### ②農業関係団体

農業関係団体は、この計画の趣旨や内容を理解し、窒素負荷低減対策の実施促進や技術の普及のための活動を行うとともに、農業者の自主的な活動の広がりを促進します。

#### （3）事業者の役割

工場・事業場の事業者は、この計画の趣旨や内容を理解し、水質保全のため事業場等の排水処理施設の適切な運営管理に努めます。

#### （4）行政の役割

##### ①長崎県

長崎県は、この計画に基づく施策の推進を図るとともに、対策の分野ごとに地元市や関係団体と協力して個々の対策を推進しながら、島原半島窒素負荷低減対策会議の事務局として計画の進行管理を行います。

##### ②地元市（島原市・雲仙市・南島原市）

島原市、雲仙市、南島原市は、この計画に基づき、飲用水の安全対策と窒素負荷低減対策を実施します。また、地域での推進体制の確立、住民や農業関係者等への啓発・情報提供を確実にを行います。

## 2 計画の推進手法

### (1) 対策推進・進行管理の体制

#### ①島原半島全体の推進体制

平成17年10月28日に設置、対策の検討、基本方針の決定、本計画の策定を行ってきた「島原半島窒素負荷低減対策会議」を継続し、対策の進行管理と成果の評価を行いながら各主体による対策実施を促進します。

#### ②各市における推進体制

地元各市において、基準超過の割合が高い地域等を中心に、その地域の特性に応じて絞り込んだ対策を検討し推進していきます。

島原市 島原市窒素負荷低減対策推進会議 平成18年11月設置

雲仙市 雲仙市窒素負荷低減対策推進会議 平成18年9月設置

南島原市 南島原市窒素負荷低減対策推進会議 平成19年3月設置

### (2) 進行管理の方法

#### ①対策の進行管理

計画に掲げた対策の実施状況を年度毎に評価します。

#### ○対策の実施状況の評価（毎年度）

##### ア 飲用水の安全対策の実施状況

(ア) 水道水の安全対策の実施状況

(イ) 飲用井戸水の安全対策の実施状況

##### イ 窒素負荷低減対策の実施状況

(ア) 施肥対策の進捗

・環境保全型農業の実施状況

・窒素負荷削減技術の現地普及状況

(イ) 畜産対策の進捗

・現地調査・指導による適正管理と改善状況

・良質堆肥の生産と広域流通の実施状況

(ウ) 生活排水・事業場等排水対策の進捗

・汚水処理人口普及率

・事業場等の立入検査実施率・排水基準適合率

## ②対策の成果の評価

計画に掲げた対策を実施した結果、窒素負荷低減と地下水の水質改善がどのくらい進んでいるか、定期的に確認し成果を評価します。

地下水の水質改善の目標は、「第3章 2 計画の目標」に記載したとおりですが、窒素負荷低減対策の成果が地下水の水質に現れるまでには時間がかかると推測されるので、毎年度の水質データの推移を見ながら、今後の計画見直しにおいて目標数値や達成年次の再設定を行います。

具体的な確認方法は次のとおりです。

### ア 窒素供給・発生量の確認（概ね5年に1度）

（ア）施肥、生活排水・事業場等排水による窒素供給量の実態調査

（イ）家畜排せつ物による窒素発生量の実態調査

### イ 地下水の水質改善状況の確認（毎年度）

（ア）地下水質定期モニタリング調査

平成10年度から行っている17地点の定期モニタリング調査を継続します。

（イ）地下水追跡調査\*

63地点について年1回の地下水水質調査を行います。

（ウ）水道原水の水質検査

水道事業者が実施している原水の水質検査結果を県がとりまとめ、毎年的狀況を把握します。

また、「第三者による評価」として、毎年度、長崎県環境審議会計画部会で計画の進捗状況等々を評価し、当計画の推進に関して助言をいただいている。（審議会会則第4条）

## ③対策の成果の評価と計画の見直し

本計画については、①の進行管理における毎年度の対策の実施状況の評価及び②の成果の評価を踏まえ、5年後に対策毎の数値目標の見直し、更に対策そのものの見直し等を行います。また、必要に応じて計画目標（短期・中期・長期・最終）の見直しも行います。その後、さらに同様の見直しを行いながら、最終目標の達成年次を再設定します。

(参考)

※地下水追跡調査の地点数について

島原半島窒素負荷低減計画の策定にあたり、島原半島全体の地下水質の状況を的確に把握するため、平成18年度に島原半島内井戸を280地点調査しました。

平成19年度以降は基準値(10mg/L以下)を超過又は超過のおそれがある地点から72地点を選定し、追跡調査として継続して調査を実施しました(※井戸の廃止等による地点の変更あり。)

平成19年度の追跡調査地点の選定の基準は、以下のとおりです。

表10 追跡調査地点の選定の基準

市名	超過地点	補足地点	計	R3以降
島原市	27	11	38	34
雲仙市	7	12	19	17
南島原市	10	5	15	12
合計	44	28	72	63

※超過地点 環境基準を超過した地点

※補足地点 環境基準内であるが、濃度が高い地点(6~10mg/L)

追跡調査地点の中には、これまでの窒素負荷低減対策により、6mg/Lを安定して下回る地点が数地点存在するようになりました。これらの地点については、従来の追跡調査地点の選定の考え方にに基づき、過去5年以上6mg/Lを超過していない9地点については、追跡調査地点から除外し、令和3年度から63地点について追跡調査を実施しています。